町田市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針

２０２４年４月１日

１　目的

この方針は、町田市内の公共建築物等の整備における多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の積極的な利用を推進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成２２年法律第３６号。以下「法」という。）」第１２条第１項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和３年１０月１日木材利用促進本部決定）」に即して、法第１２条第２項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語

本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）公共建築物

市が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（市の委託により管理される建築物を含む。）

（２）建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

（３）木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（４）木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

（５）公共工作物

市が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

（６）多摩産材

「東京の木多摩産材認証協議会」が定める制度により認証された木材をいう。

３　木材利用の意義

近年、自然災害による甚大な被害が発生しており、二酸化炭素の排出抑制等を通じた温暖化の防止や、国土の保全、保水機能の回復など災害防止等の観点からも森林整備の推進が喫緊の課題となっている。木材は、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であるとともに、再生可能な資源であり、エネルギー源として燃焼しても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有している。このため、木材の利用を推進することにより、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止、森林再生等に貢献し、脱炭素社会の実現に寄与することが期待される。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成に加え、人の心を和ます効果などの特性も有している。このことから、建築物の質をより一層高めるとともに、子どもたちをはじめ、多くの市民が木材を見て、触れることを通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ機会を得ることにも繋がることが期待されるため、公共建築物等への多摩産材等の利用を推進する。

4　公共建築物等における多摩産材等の利用の推進のための施策に関する基本的事項

市は、「３　木材利用の意義」を踏まえ、以下により、公共建築物等において多摩産材等を率先利用し、民間利用を促進するなど、多摩産材等の利用を推進する。

（１）公共建築物

公共建築物の建築等においては、施設の規模・特性を踏まえて木造化及び木質化等の木材の利用を検討し、多摩産材等の利用に努めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア　建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ　施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ　その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

（２）公共工作物

公共工作物の整備においては、木材の利用を検討し、多摩産材等の利用に努めるものとする。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア　工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

イ　その他、木製品の使用が困難と認められる場合

（３）備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、多摩産材等の利用に努めるものとする。

（４）多摩産材等の利用の促進

多摩産材等の普及啓発を推進し、市民や事業者に対し、住宅や事業所における多摩産材等の利用の促進に向けて、理解を得るよう努める。

（５）その他

公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「町田市グリーン購入ガイドライン」 に基づき、環境負荷の低減に努める 。

5　公共建築物等における多摩産材等の利用の目標

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、施設の規模・特性を踏まえて木造化及び木質化等、安全性にも考慮のうえ、木材を利用した方法を採用し、多摩産材の使用に努めるものとする。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材の利用推進に努めるものとする。

６　その他公共建築物等における多摩産材等の利用の推進に関し必要な事項

市は、公共建築物等の整備において多摩産材等を利用するに当たっては、建築コストの適正な管理、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについて十分に配慮する。あわせて、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、多摩産材等の利用に努めるものとする。

また、この方針に基づく多摩産材等の利用に要する費用の全部又は一部については、補助制度の活用や、市が譲与を受けた森林環境譲与税等を充て、コスト面においても留意する。

附則

この方針は、２０２４年４月１日から施行する。